

## 質 疑 一 覧 表

令和5年10月23日（月）

令和5年10月臨時会

順位	質 疑 者	質 疑 事 項	答 弁 者
1	前 野 義 春	1 九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例案及び知事意見等について	知 事
2	松 田 浩 孝	<p>1 県民投票条例案について</p> <p>① このたびの条例案の提出にあたり、4万6112人分の署名を届けられましたが、この皆様の思いをどのように受け止めているのかお伺いします。</p> <p>② 第2条に「20年延長の是非に関する県民の意思を明らかにするため」とあり、第3条第1項に「県民の意思が正しく反映されるものでなければならない」とありますが、○の記号を記載するやり方で、県民の意思が正しく、明らかになると考えるのかお伺いします。</p> <p>③ 第18条の情報の提供等では、「投票の方法や手続きに関し、必要な事項を周知する」とありますが、投票資格者が20年延長の是非に対する情報はどのようにして得られると考えるのかお伺いします。</p> <p>④ 請求者は、知事の公約において、県民投票の必要性や有効性を認めているとしているが、必要性・有効性に対する知事の見解をお伺いします。</p> <p>1 知事意見について</p> <p>① 結果的に知事の Manifesto により県民投票が実施されると信じた方々との齟齬が生じたと感じますが、それに対する知事の見解をお伺いします。</p>	<p>知 事・選挙管理委員会委員長職務代理者</p> <p>知 事</p>
3	たいら 行 雄	<p>1 県民投票条例案の知事意見について</p> <p>① Manifesto 違反とする県民世論の受け止めについて</p> <p>② 原発立地県としての知事及び県の安全認識について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全性の確保を最優先とする県の対応の問題点</li> </ul> <p>③ 20年延長運転にあたり懸念される問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県原子力専門委員会の意見が集約されたとする根拠</li> <li>・ 使用済み核燃料の保管及び処分などについての県の考え</li> </ul>	知 事・関係部長
4	小 川 みさ子	<p>1 九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例制定の提案への知事意見について</p> <p>① 専門委員会で見集約がなされ、原子力委員会及び九電に要請する前に県民にも意見を伺ったとあるが76人99件の意見を付したからといって、県民の総意というわけではない。しかも特別点検は当事者である九電が行ったもので客観性を欠くのではないか。条例提案前から知事が重く受け止めていると繰り返し発言されてきた真意はいかがなものか。</p> <p>② 二者択一での投票方法が不適切なのであれば、県民の命と財産を守る立場で危機管理の責任者として、今、知事は何をすべきか。議会に付議すれば役割は終わりか？最善を尽くすべきではないか。</p> <p>③ 国策に対し地方自治として、リスク管理をどうやっていくのか。地元の同意が不要なのであれば、新たな課題が出てきたら九電との安全協定に20年延長問題も含めるよう、作り変えるべきではないか。</p>	知 事・関係部長

質疑一覧表

令和5年10月23日(月)

令和5年10月臨時会

順位	質 疑 者	質 疑 事 項	答 弁 者
5	いわしげ 仁子	<p>1 九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例案に対する意見書について</p> <p>① 「20年延長については、必要に応じて県民の意向を把握するため、県民投票を実施します」とマニフェストに掲げられた理由は</p> <p>② 「県民の声がしっかりと反映される県政にしたい、県民が主役の、県民の目線に立った行政を実現したい」と言い続けてこられた塩田知事にとっても、県民の意見を直接諮ることができる手段である県民投票はまたとない機会になると思うが、知事の見解は</p> <p>③ これまでに原子力発電所の運転に関する住民投票条例案が提出された5都県のうち、静岡県は「県民の意思表示の機会を逸するのは妥当ではない」、新潟県の泉田知事は「直接請求の趣旨を付度した結論を得ることを期待する」として、いずれも知事意見で条例案に賛成されたが、知事の受け止めは</p> <p>④ 「本条例案に基づく県民投票については、慎重に判断すべきである」とあるが、なぜ慎重に判断すべきであるとするのか、知事のお言葉で小学生でもわかるような説明を</p> <p>⑤ 「執行上の問題、規定すべき内容の不足、定義されていない文言等がある」としているが、これらの課題の具体は</p>	<p>知 事・関係部長・選挙管理委員会委員長職務代理者</p>